

○新潟県中東福祉事務組合職員の臨時的任用に関する規則

令和2年3月25日組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の臨時的任用については、五泉市職員の臨時的任用に関する規則（令和2年五泉市規則第7号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。